

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	12	担当課	森林整備課
法令名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	根拠条項	11-1	不利益処分の種類	都道府県緑化推進委員会の指定の取消し	
<p>(指定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。</li><li>二 指定に関し不正の行為があったとき。</li><li>三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</li></ul> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(指定等)</p> <p>第5条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2~4 省略</p> <p>(業務)</p> <p>第6条 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号の掲げる業務を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。</li><li>二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対して交付金の交付を行うこと。</li><li>三 森林整備等の事業を行うこと。</li><li>四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</li><li>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</li></ul>						